

令和3年6月

会員 各位

分水商工会

## 商工会事業実施における新型コロナウイルス 感染拡大防止ガイドラインについて

分水商工会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新潟県が策定するガイドラインに基づき、下記の指針により事業を実施してまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、あくまでも商工会における事業実施の際の指針を定めたものですので、会員事業所の皆さまにおかれましては、各業界団体の出すガイドライン等を参照し、事業運営にあたっていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 会議及びイベント等を開催する際は、感染防止対策を徹底します

- ・ マスク着用、手指の消毒の徹底
- ・ 検温の実施（37.5℃以上の発熱があった場合は、参加を控えてください。）
- ・ 席の配置を工夫し、換気を徹底して、距離を取って実施
- ・ 会議等の参加者は、以下のチェック項目の確認

#### 【チェック項目】

- ①今日の体温（来場前）
- ②過去2週間以内の発熱（平熱より高い体温、あるいは37.5℃以上）の有無
- ③（来場者ご本人またはご家族・関係者に）咳や発熱などの風邪症状、味覚、嗅覚障害、息苦しさや強いだるさがあるかどうか。
- ④（来場者ご本人またはご家族・関係者に）2週間以内に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域との往来があるかどうか。
- ⑤2週間以内に新型コロナウイルス感染症と診断された方、またはその濃厚接触者である可能性がある方と接触があったかどうか。

※体温が 37.5℃以上の場合、②～⑤にひとつでも該当する場合は、来場をご遠慮いただきます。

※なお、当日会場でも検温をいたします。

## 2. 飲食を伴う会合を実施する際も、感染防止対策を徹底します

- ①マスク着用、手指の消毒、検温の実施等の感染防止対策を徹底
- ②飲食を伴う会合を行う場合は、以下の形式で行います。
  - ・着座（立食・席移動は控える）
  - ・お酌はNG
  - ・定員50%以下（座席も離して）
  - ・短時間で行う
  - ・人数を抑える
- ③飲食を伴う会合を中止する基準
  - ・新潟県が緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置の対象地域となった場合
  - ・燕市が特別警報及び緊急警報情報を発出した場合
  - ・県内および市内の感染状況を鑑み、商工会長が適当でないと判断した場合

【当日】体調が悪いときや回復直後は、熱がなくても不参加をお願いします。

ささいな症状でもリスクを考えて参加しないようお願いします。

【実施後】体調悪化時は県受診・相談センターに連絡をお願いします。

【県受診・相談センター】025-256-8275（毎日24時間対応）

## 3. 感染者が確認された場合の対応について

- ・保健所、医療機関の指示に従います。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意します。  
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱います。